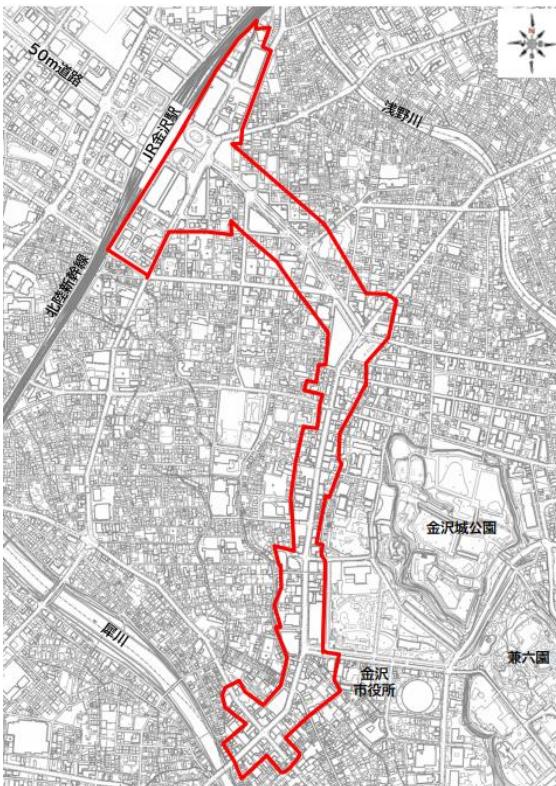


緊急整備地域商業機能集積促進事業

本市の都市再生緊急整備地域内の老朽ビルの建替えと商業機能の集積を促進するため、建物更新後に店舗に出店する店舗に対して内外装費の支援を行います。

【制度概要】

対象エリア	<p>都市再生緊急整備地域内</p> 
対象業種	小売業、飲食業、生活関連サービス業
主な要件	<ul style="list-style-type: none">・道路に面する1階の店舗であること・賃貸借契約期間が2年以上であること・店舗等の営業が週5日以上、1日6時間以上であること・建物を新築又はリノベーションした直後の出店であること (竣工又は完成後6ヶ月以内の契約) <p>※リノベーション…既存の建物の性能を向上させるため、間取りの変更、断熱性・耐震性の向上など、構造部分に及ぶ大規模な工事を行うもの</p>
補助金の額等	<p>【補助対象経費】 内外装工事費 【補助率】 1／2 【限度額】 500万円（同一年度内に1事業者1回まで）</p>
制度期間	令和7年9月17日～令和13年3月31日

詳細に関するお問い合わせは下記まで

金沢市 経済局 商工労働課

TEL 076-220-2193

FAX 076-260-7191

Mail syoukou@city.kanazawa.lg.jp